



平成23年3月3日

各 位

会 社 名 日 本 金 銭 機 械 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 上 東 洋 次 郎
(コード番号：6418 東証・大証第1部)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 副 本 部 長 高 垣 豪
電 話 (06) 6703-8400 (代表)

和解による訴訟の解決についてのお知らせ

当社は、MARS Inc.(以下「マース社」/米国バージニア州)及びMEI Inc.(以下「MEI社」/米国ペンシルバニア州)より、平成17年6月17日付で米国にて提起を受けておりました訴訟(その後、当社も反訴を提起いたしました)について、平成23年3月2日に和解が成立しましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

マース社は、当社及び当社の米国子会社 JCM AMERICAN CORP.に対して、米国における当社製品による特許侵害を主張し、当社製品の販売差し止めを求める訴訟を米国ニュージャージー州連邦地方裁判所に提起しておりました。

これに対し、当社及びJCM AMERICAN CORP.は、ネバダ州連邦地方裁判所において、MEI社に対して、同社製品が当社特許を侵害しているとして訴訟を提起(反訴)いたしました。

このうち、当社がネバダ州連邦地方裁判所において提訴した訴訟については、MEI社に対し、特許侵害による損害賠償金12,458,364.46米ドル(金利相当額を含む)の支払いを命じる判決が下され、その後、MEI社が控訴をしておりましたが、平成22年11月8日付で米国連邦巡回控訴裁判所より、第一審の判決を維持する旨の決定がなされました(MEI社は上告により更に訴訟を続けるという選択肢もありました)。

一方、MEI社(下記注記参照)が、ニュージャージー州連邦地方裁判所に提起した訴訟は、現在、なお第一審での審理が継続しておりますが、これまでの弁論を通じて争点や、侵害の有無の判断基準などについても明確になりつつあります。今後は、陪審の審理を経ない判決(サマリージャッジメント)、もしくは陪審による審理(トライアル)の手続きへと移行する予定であり、これらの手続きについては、今後なお相当の期間と費用を要するものと思われます。

このような状況、及びニュージャージー州の裁判所から、和解による解決の勧奨があったことなどを踏まえ、MEI社との間で交渉を行った結果、今後、裁判に要する期間、及び費用を低減することについて双方共に有益であるとの判断に至り、これまでのネバダ州、及びニュージャージー州での訴訟の経過、並びに結果を総合的に判断し、ニュージャージー州の裁判の中で、当社がネバダ州で提起し連邦巡回控訴裁判所で決定がなされた係争も含めて一括して解決すべく、以下の内容により和解することで合意に至ったものであります。

2. 和解の主たる内容

- ①MEI社は、当社に対し、9,017,769.46 米ドル(約 748 百万円)を損害賠償金として支払う。
- ②当社及び MEI 社は、上記①を除き、それぞれその他のネバダ州及びニュージャージー州での訴訟についての請求を取り下げ、もしくは放棄し、本件に関する米国での訴訟について相互に権利義務が存在しないことを確認する。
- ③前項1. に記載のネバダ州での判決の結果としての差止命令については、当社における権利放棄の対象外とする。

3. 業績に与える影響

当社は、上記の双方合計での受領金額から、本件訴訟に要した費用を差し引いた残額を、平成 23 年 3 月期に特別利益に計上する予定であります。なお、平成 23 年 3 月期の通期業績予想につきましては、現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

4. その他

上記の米国での訴訟以外に、ドイツ国デュッセルドルフ地方裁判所において、マース社より当社及び当社のドイツ国子会社 JCM EUROPE GMBH. に対して、ドイツ国における特許侵害による当社製品の販売差し止めを求める訴訟が提起されております。本訴訟については、既に当社側の勝訴(当社による特許侵害は認められない)の判決が確定し、現在、ドイツ国での訴訟ルールである訴訟費用の敗訴者負担に基づき、当社が当該訴訟に要した費用の確定、MEI社への請求手続きを行っており、当社として新たな費用を負担することはありません。

以 上

(注)訴訟提起時において、マース社は今回の一連の訴訟の直接の当事者であるMEI社の親会社であったため、訴訟の原告として手続きを進めておりましたが、その後、MEI社を他へ譲渡し、両者間の資本関係が解消されたため、その後は MEI 社が訴訟を承継いたしました。さらに、かかる訴訟も平成 20 年 12 月 23 日付けでマース社には原告適格なしとして却下されたことから、MEI 社が同一特許に基づいて新たに訴えを提起しておりました。

従って、今回の和解の相手側当事者はマース社ではなく、MEI 社となります。